

高知県自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県において、障害者の相談支援体制の構築推進を図るため、高知県自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 市町村の相談支援体制の状況把握及び整備方策に関すること
- (2) 相談支援従事者の人材育成及び研修のあり方に関すること
- (3) 社会資源についての情報の共有並びに開発及び改善に関すること
- (4) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長1名を置く。
- 3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長が不在の時は、副会長がその職務を代行する。
- 5 協議会は必要に応じて専門部会を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が会議の長となる。

- 2 会長は必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、子ども・福祉政策部障害福祉課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成20年1月10日より施行する。

附則

この要綱は平成24年12月10日より施行する。

附則

この要綱は平成30年12月5日より施行する。

附則

この要綱は令和3年4月6日より施行する。